

様式44

令和 4 年 8 月 22 日

三重県知事 一見 勝之 殿

医療法人住所 三重県松阪市上川町
2194 番地 3

医療法人の名称 医療法人 妙光会

理事長 安田 尚樹

電話 0598-28-8828



決 算 届

令和3年6月1日から令和4年5月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 妙光会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 三重県松阪市上川町 2194 番地 3
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 15年 11月 25日
 (4) 設立登記年月日 平成 15年 12月 8日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 妙光会 安田小児科内科	三重県松阪市上川町 2194 番地 3	無床

(2) 附帯業務

市町村より委託を受けて行う病児保育事業及び一時預かり事業

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 7月 27日 令和3年度決算の決定
 " 報酬額の承認
 令和 4年 5月 30日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定
 " 令和4年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 2

法人名 医療法人 妙光会
 所在地 三重県松阪市上川町2194番地3

※医療法人整理番号 **D444**

財 産 目 録
 (令和 4 年 5 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	120,319 千円
2. 負 債 額	59,019 千円
3. 純 資 産 額	61,300 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	59,539
B 固 定 資 産	60,780
C 資 産 合 計 (A+B)	120,319
D 負 債 合 計	59,019
E 純 資 産 (C-D)	61,300

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人 妙光会
 所在地 三重県松阪市上川町2194番地3

※医療法人整理番号 D444

貸 借 対 照 表
 (令和4年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	59,539	I 流 動 負 債	11,572
II 固 定 資 産	60,780	II 固 定 負 債	47,447
1 有 形 固 定 資 産	40,937	負 債 合 計	59,019
2 無 形 固 定 資 産	688	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	19,155	科 目	金 額
		I 資 本 金	9,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	52,300
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	61,300
資 産 合 計	120,319	負 債 ・ 純 資 産 合 計	120,319

様式4-2

法人名 医療法人 妙光会
 所在地 三重県松阪市上川町2194番地3

※医療法人整理番号 D444

損 益 計 算 書
 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	76,891
2 事業費用	63,316
本来業務事業利益	13,575
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	20,280
2 事業費用	22,687
附帯業務事業損失	2,407
事業利益	11,168
II 事業外収益	4,631
III 事業外費用	0
経常利益	15,799
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	15,799
法人税等	3,529
当期純利益	12,270

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監事監査報告書

医療法人 妙光会
理事長 安田 尚樹 殿

私は、医療法人 妙光会の令和3年度 会計年度（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 7月 26日

医療法人 妙光会

監事 古川 典明

